

# 独立行政法人自動車技術総合機構の見直し

令和2年9月18日

国土交通省

## 第1 基本的な考え方

独立行政法人自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）は、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るために国土交通省が実施する、安全・環境基準の策定、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開、自動車の型式認証、検査・登録、リコール等の施策の遂行のため、道路運送車両法に基づく基準適合性審査、リコール技術検証等の業務を実施するほか、同省が行う自動車等の基準策定に係る研究の中核をなすとともに、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等を行う役割を担っている。

自動車機構の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う。

## 第2 事務及び事業の見直し

### 1. 基準適合性審査業務

自動車型式認証における基準適合性審査等については、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。以下「改正法」という。）の施行を受けて新たに実施することとされた自動運行装置に係る基準適合性審査並びに自動車メーカーにおける自動運転車等のプログラムの適切な管理及び確実な書き換えのための業務管理システム等に関する基準適合性審査を含め、引き続き、的確で効率的な実施に向けた取組を推進する。

また、自動車の検査における基準適合性審査については、引き続き、的確で厳正かつ公正に実施するとともに、改正法の施行及び国土交通省が設置する「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」最終とりまとめ（平成31年3月公表）

を受けて、令和6年10月より新たに導入される自動車の電子的な検査（OBD検査）及び当該検査に必要な技術情報の管理事務を適切かつ円滑に実施する。

さらに、検査業務適正化推進本部を継続して設置し、検査における不当要求行為の防止や不適切な検査事案の再発防止に向けて、施設整備を含む更なる対策の検討や業務の見直しを推進する。

## 2. リコール技術検証業務

リコールの迅速かつ確実な実施を図るため、引き続き、国土交通省との連携の下、自動車の不具合の原因が設計又は製作の過程にあるかの技術的な検証を実施する。

また、電子制御装置の普及による自動運転技術の進展、燃費や排出ガス性能の向上等、今後も自動車技術の著しい発展が見込まれることから、これらの高度化・複雑化する自動車の新技術の不具合に迅速に対応するため、機構が保有する情報の横断的・効率的な分析を可能とすることで体制の強化を図る。

## 3. 登録確認調査業務

引き続き、必要な体制を確保しつつ、自動車の登録時における登録基準の適合性審査に係る調査・確認の確実な実施に向けた取組みを推進する。

## 4. 研究業務等

自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、近年の自動車技術等の急速な進展に遅れをとることなく、引き続き、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に資する研究等を行うとともに、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等を行う。特に、国際標準の獲得を目指した国土交通省の自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP29）等における活動を支援するため、自動車機構の職員を我が国代表の一員として同フォーラム傘下の専門家会議等に技術専門家として積極的に参加させ、同機構交通安全環境研究所の研究成果を活用することで基準策定に貢献することにより、我が国が主導して国際基準調和を進めることが出来るよう努める。また、今後急速な進展が見込まれる自動車技術の電子化に対応するため、自動車検査の更なる高度化、既存の検査の効率化等に資する調査等を実施する。

### 第3 組織の見直し

#### (1) 組織形態の見直し

- ・自動車機構は、近年、自動運転技術をはじめ、自動車技術が著しく進展する中で、新技術に対応した基準策定、新車及び使用過程時の審査、リコールについて迅速かつ的確な対応が不可欠となっていることを踏まえ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、旧自動車検査独立行政法人及び旧独立行政法人交通安全環境研究所の2法人を統合すること等とされたことを受けて平成28年4月に設立された法人であり、その設立趣旨を踏まえ、引き続き、必要な組織体制の整備等を図りながら、自動車機構に第1の役割を担わせる。

#### (2) 組織体制の整備

- ・道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）の施行に伴い新たに行うこととされた自動運行装置に係る基準適合性審査、自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理等の業務に対し、多様な人材の確保・育成に係る取組みと重点的な要員配置を連携する等により、自動運転技術をはじめとする新技術や当該技術の安全確保等に係る社会的要請に対応するための組織体制の整備を行う。

#### (3) 支部事業所等の見直し

- ・引き続き、自動車の検査・登録に係る業務量等に鑑み、地方事務所等の要員配置の見直しを行う。

### 第4 その他（業務全般に関する見直し）

上記第2及び第3に加え、以下の取組を行う。

#### 1. 業務運営体制の整備

##### (1) 管理運営の効率化

- ・自動車機構内の効率的な情報共有を図るため、情報システム基盤の整備等を

進めるとともに、円滑かつ迅速な意思決定プロセスを推進し各業務システムの最適化等を検討すること等により、業務運営の合理化及び効率化を図る。

## (2) 内部統制の向上

- ・引き続き、理事長をトップとする内部統制委員会及びリスク管理委員会並びに検査業務適正化推進本部において、内部統制に係る実態の把握・分析及び必要な見直しを継続的に実施し、職員一人一人の意識向上に努める等、内部統制の向上に取り組む。

## (3) 情報セキュリティ対策

- ・「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、引き続き、個人情報の保護をはじめ、情報セキュリティの強化を図る。

## 2. 財務内容の改善

### (1) 保有資産の見直し

- ・引き続き、保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

### (2) 自己収入の増大

- ・引き続き、知的財産権の実施許諾の推進、研究・試験・研修施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図る。

### (3) 調達合理化

- ・引き続き、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

(4) 給与水準の適正化

- ・引き続き、給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえた柔軟な取り扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

(5) 中期計画予算の作成

- ・引き続き、運営費交付金を充当して行う事業について、中期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図る。

上記1. ～2. のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。